

厚生労働省告示第72号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」

## 【入院基本料に関する事項 1 病棟】

当病棟は下記の施設基準に適合している旨の届出を九州厚生局鹿児島事務所へ行い、所定の診療報酬を算定しております。

一般病棟入院基本料 急性期4 (一般入院) 第401号  
結核病棟入院基本料 10対1 (結核入院) 第401号

当病棟では、一般病棟30床・結核病棟10床を一体的に管理いたしております。1日の月平均看護師配置数は14名以上となっており主な勤務時間帯の配置は以下の通りです。

- |                          |               |      |      |
|--------------------------|---------------|------|------|
| ①日勤帯                     | 8時30分～17時30分  | 看護職員 | 9名以上 |
| 看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。  |               |      |      |
| ②夜勤帯                     | 17時00分～翌9時00分 | 看護職員 | 2名   |
| 看護職員1人あたりの受け持ち数は20人以内です。 |               |      |      |
| ③早出勤                     | 7時00分～16時00分  | 看護職員 | 1名   |
| ④遅出①                     | 9時30分～18時30分  | 看護職員 | 1名   |
| 遅出②                      | 10時00分～19時00分 | 看護職員 | 1名   |

療養環境加算 (療) 第70号

当病棟では病室1床あたりの平均床面積が8㎡以上です。

入院時食事療養 (I) (食) 第16号

当病棟では管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食の提供時刻は午後6時以降)、適温で提供しております。又、医師の指示により治療食の提供もいたしております。

食堂加算

当病棟では2階及び3階に1床あたり0,5㎡以上の患者食堂兼談話室をそなえております。

厚生労働省告示第72号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」

## 【入院基本料に関する事項 2病棟】

当病棟は下記の施設基準に適合している旨の届出を九州厚生局鹿児島事務所へ行い、所定の診療報酬を算定しております。

### 療養病棟入院基本料 1 20対1 (療養入院) 第 2号

当病棟の許可病床は、療養病床57床です。1日の月平均看護要員配置数は看護職員(看護師・准看護師)11名以上、介護職員10名以上となっており主な勤務時間帯の配置は以下の通りです。

⑤日勤帯 9時00分～17時00分 看護職員7名/介護職員6名

看護職員/介護職員1人あたりの受け持ち数は6人以内です。

⑥夜勤帯 17時00分～翌9時00分 看護職員1名/介護職員1名

看護職員/介護職員1人あたりの受け持ち数は30人以内です。

⑦早出勤 7時00分～16時00分 看護職員1名/介護職員2名

⑧遅出① 9時30分～18時30分 看護職員1名/介護職員1名

遅出② 10時00分～19時00分 看護職員1名/介護職員1名

### 療養病棟療養環境加算2 (療養2) 第 41号

ア) 当病棟では1病室につき4床以下です。

イ) 患者1人につき、6.4㎡以上です。

ウ) 当該病院には40㎡以上の機能訓練室を有しております。

エ) 患者1人につき、1㎡以上の食堂兼談話室が設けられております。

オ) 身体の不自由な患者の利用に適した浴室が設けられております。

### 入院時食事療養 (I) (食) 第 16号

当病棟では管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食の提供時刻は午後6時以降)、適温で提供しております。又、医師の指示により治療食の提供もいたしております。

厚生労働省告示第72号に基づく「厚生労働大臣の定める掲示事項」

## 【入院基本料に関する事項 3病棟】

当病棟は下記の施設基準に適合している旨の届出を九州厚生局鹿児島事務所へ行い、所定の診療報酬を算定しております。

### 療養病棟入院基本料 1 20対1 (療養入院) 第 2号

当病棟の許可病床は、療養病床59床です。1日の月平均看護要員配置数は看護職員13名以上、介護職員13名以上となっており主な勤務時間帯の配置は以下の通りです。

- ⑨日勤帯 8時30分～17時30分 看護職員7名・介護職員6名  
看護・介護職員1人あたりの受け持ち数は6人以内です。
- ⑩夜勤帯 17時00分～翌9時00分 看護職員1名・介護職員1名  
看護・介護職員1人あたりの受け持ち数は30人以内です。
- ⑪早出勤 7時00分～16時00分 看護職員1名・介護職員2名
- ⑫遅出① 9時30分～18時30分 看護職員1名・介護職員1名  
遅出② 10時00分～19時00分 看護職員1名・介護職員1名

### 療養病棟療養環境加算2 (療養2) 第 41号

- カ) 当病棟では1病室につき4床以下です。
- キ) 患者1人につき、6.4㎡以上です。
- ク) 当該病院には40㎡以上の機能訓練室を有しております。
- ケ) 患者1人につき、1㎡以上の食堂兼談話室が設けられております。
- コ) 身体の不自由な患者の利用に適した浴室が設けられております。

### 入院時食事療養 (I) (食) 第 16号

当病棟では管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食の提供時刻は午後6時以降)、適温で提供しております。又、医師の指示により治療食の提供もいたしております。